

阿見町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和4年11月30日

阿見町農業委員会

会長 横張清彦

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づく阿見町農業委員会（農業委員及び農地利用最適化推進委員）に係る農地等の利用の最適化に関する指針は以下のとおりとする。

記

1. 遊休農地の解消について

- (1) 令和4年度の目標 黄区分の遊休農地（265.2ha）の解消のための工程表の策定

【目標設定の考え方】

令和3年度の利用状況調査における黄区分遊休農地は茨城県、阿見町、農地バンク等と協議し、基盤整備事業の実施などによる解消のための工程表を策定する。

緑区分の遊休農地面積は令和4年度から令和8年度までの5年間で解消するものとして、毎年度5分の1ずつ減少させることを目標として設定する。阿見町では令和3年度の利用状況調査で緑区分の農地は該当なし。

- (2) 遊休農地解消のための具体的な内容

①農地利用状況調査、農地パトロール及び農地適正管理指導の実施徹底により、遊休農地の解消と新規発生を抑制を図る。

②所有者の利用意向調査の結果を踏まえ、耕作可能な条件が良い遊休農地については農地中間管理機構へ貸付等の誘導を図り、再生困難な遊休農地においては農業委員会において非農地判断を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 令和4年度の目標 59.3ha

【目標設定の考え方】

茨城県の目標「令和12年までに各市町村管内のすべての農地の66%を担い手へ集積させる」

$1,760\text{ha}$ （阿見町の農地面積） $\times 66\%$ （県目標） $= 1,161.6\text{ha}$

$1,161.6\text{ha} - 628\text{ha}$ （これまでの集積面積） $= 533.6\text{ha}$

$533.6\text{ha} \div 9$ （令和12年度までの9年間） $= 59.3\text{ha}$

- (2) 担い手への農地集積のための具体的な内容

農業委員及び推進委員は地域の実情を的確に把握するため、集落の話し合いに積極的に参加するとともに、各農家の営農の意向を聞き取るために個別訪問等を実施し、担い手農家と借手農家の橋渡しを行い、農地中間管理事業を活用し担い手への集約・集積を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 令和4年度の目標 1 経営体 5.9ha

【目標設定の考え方】

毎年1経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

県，JA，普及センター等の関係機関と連携し，情報の共有を図りながら就農支援相談に応じ，新規参入の促進を図る。

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については，達成状況，その他社会情勢等を踏まえ，原則毎年度見直しを行うものとする。